

災害時の応急対策活動協力に関する協定書

土佐清水市（以下「甲」という。）と一般社団法人高知県建設業協会（以下「乙」という。）並びに高知県建設業協会土佐清水支部（以下「丙」という。）は、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、土佐清水市内の災害時における市民の生命、身体及び財産の保護並びに市民生活の安全確保に必要な応急対策活動について、甲が乙丙及び乙丙の会員の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。
- 2 乙丙は、この協定の締結及びこの協定に定める事項の実施に関し、乙丙の会員を代表するものとする。

（応急対策活動）

- 第2条 この協定に基づく乙丙の応急対策活動は、次に掲げるものとする。
- （1）道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物等の除去及び搬送
 - （2）水防作業と連携する水害防御のための応急対策
 - （3）消防機関等と連携した被災者の救出支援
 - （4）災害の情報収集と甲への連絡
 - （5）前各号の応急対策活動に付随して要する資機材及び物資の提供
 - （6）その他甲が必要とする活動

（要請）

- 第3条 甲は、乙丙の会員による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所、その他必要な事項を記載した書面（別紙）により、乙丙に対し応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし急を要するときは電話又はその他の方法により要請するものとする。
- 2 乙丙及び乙丙の会員は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（報告）

- 第4条 乙丙は、前条の規定に基づき、応急対策活動を行った場合は、次に掲げる事項を書面にて報告するものとする。
- （1）活動場所及び活動内容
 - （2）従事した者の氏名及び個人別時間数
 - （3）使用した資機材の数量及び機器類の使用時間数
 - （4）その他甲が必要とする事項